等，遊びや運動の経験及び技能の程度などに応じた指導や児童自らが遊びや運動の課題の解決を目指す活動を行えるよう工夫すること。

イ　運動を苦手と感じている児童や，運動に意欲的に取り組まない児童への指導を工夫すること。

ウ　「Ａ体つくり運動遊び」及び「Ａ体つくり運動」から「Ｆ表現遊び」及び「Ｆ表現運動」までと「Ｇ保健」との関連を図る指導を工夫すること。

エ　自然との関わりの深い雪遊び，氷上遊び，スキー，スケート，水辺活動などの指導については，児童の障害の状態等，学校や地域の実態等に応じて積極的に行うことに留意すること。

オ　オリンピック・パラリンピックなどとも関連させ，遊びや運動を「すること」，「知ること」，「見ること」，「応援すること」などにつながるようにすること。

第２　指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

１　指導計画の作成に当たっては，個々の児童の知的障害の状態，生活年齢，学習状況や経験等を考慮しながら，第１の各教科の目標及び内容を基に，６年間を見通して，全体的な指導計画に基づき具体的な指導目標や指導内容を設定するものとする。

２　個々の児童の実態に即して，教科別の指導を行うほか，必要に応じて各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動を合わせて指導を行うなど，効果的な指導方法を工夫するものとする。その際，各教科等において育成を目指す資質・能力を明らかにし，各教科等の内容間の関連を十分に図るよう配慮するものとする。

３　個々の児童の実態に即して，生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに，児童が見通しをもって，意欲をもち主体的に学習活動に取り組むことができるよう指導計画全体を通して配慮するものとする。

４　第１章総則の第２節の２の(2)に示す道徳教育の目標に基づき，道徳科などとの関連を考慮しながら，第３章特別の教科道徳に示す内容について，各教科の特質に応じて適切な指導をするものとする。

５　児童の実態に即して学習環境を整えるなど，安全に留意するものとする。

６　児童の実態に即して自立や社会参加に向けて経験が必要な事項を整理した上で，指導するよう配慮するものとする。

７　学校と家庭等とが連携を図り，児童の学習過程について，相互に共有するとともに，児童が学習の成果を現在や将来の生活に生かすことができるよう配慮するものとする。

８　児童の知的障害の状態や学習状況，経験等に応じて，教材・教具や補助用具などを工夫するとともに，コンピュータや情報通信ネットワークを有効に活用し，指導の効果を高めるようにするものとする。